

秋田市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市河辺岩見温泉交流センターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺三内字外川原101番地1
河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会
会長 備 後 正 義
- 2 委託事務
秋田市河辺岩見温泉交流センター使用料徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月27日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで